

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月28日

【会社名】 栗田工業株式会社

【英訳名】 Kurita Water Industries Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中井 稔之

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野四丁目10番1号

【電話番号】 東京03(6743)5000

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 門田 道也

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野四丁目10番1号

【電話番号】 東京03(6743)5013

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 門田 道也

【縦覧に供する場所】 栗田工業株式会社 大阪支社  
(大阪市中央区北浜二丁目2番22号)

栗田工業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦一丁目5番11号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金 21円 総額 2,502,460,569円

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金を5,800,000,000円減少し、別途積立金を5,800,000,000円増加するものであります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するため、所要の変更を行うものであります。

(2) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約の締結を可能にするため、規定を新設するものであります。

(3) 上記変更にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、中井 稔之氏、佐伯 哲男氏、梶井 馨氏、飯岡 光一氏、伊藤 潔氏、依田 元之氏、名村 生人氏、黒川 洋一氏および中村 清次氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、宇多 民夫氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

補欠の監査役として、辻 佳宏氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	918,528	662	601	(注) 1	可決 (99.2%)
第2号議案 定款一部変更の件	916,887	2,302	601	(注) 2	可決 (99.1%)
第3号議案 取締役9名選任の件					
中井 稔之	807,598	111,599	601		可決 (87.2%)
佐伯 哲男	851,576	67,622	601		可決 (92.0%)
梶井 馨	852,289	66,910	601		可決 (92.1%)
飯岡 光一	852,286	66,913	601	(注) 3	可決 (92.1%)
伊藤 潔	842,807	76,376	617		可決 (91.1%)
依田 元之	842,806	76,393	601		可決 (91.1%)
名村 生人	852,273	66,926	601		可決 (92.1%)
黒川 洋一	852,256	66,943	601		可決 (92.1%)
中村 清次	852,649	7,161	59,990		可決 (92.1%)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
宇多 民夫	852,760	66,441	601		可決 (92.1%)
第5号議案 補欠の監査役1名選任の件				(注) 3	
辻 佳宏	852,782	66,419	601		可決 (92.1%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上